

第三者評価結果

事業所名：横浜市中部地域療育センター

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>基本方針に「利用者の選択と自己決定を尊重」を掲げ、様々な場面で子ども・保護者の意向を把握し、必要な情報提供と選択肢を提示し主体的に意思決定ができるように支援しています。療育の利用の決定等の場面では、保護者の思いに寄り添いながら、子どもの状況を伝えて選択肢それぞれのメリット、デメリットも含めた情報を客観的に提供して相談にのり、保護者が自己選択できるように支援しています。通園では、2つのおもちゃを呈示して選択したり、遊びたいおもちゃを出してもらうように職員に伝える機会を多く設定し、子どもが自己選択して伝える経験を重ねることで、主体的に生活していくための基礎作りをしています。言葉でのコミュニケーションが難しい子どもには、絵カードや写真、実物等を用い、子どもが意思を表出できるようにしています。好きな遊び等子どもの好みを保護者から聞き取り、活動に取り入れています。保護者にも子どもが自分でできる姿を実際に見てもらい、環境設定や関わり方を学べるようにしています。知的な遅れがない発達障害の子どもを対象とした児童発達支援事業所「フルール」では、順番や交通ルールなどについて話し合う機会を作っています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<コメント>	
<p>センターの倫理綱領はありませんが、専門職ごとの倫理綱領を用いて部課ごとに研修や振り返りを行い、権利擁護の視点にたった支援を実践できるように努めています。法人研修等でも権利擁護について取り上げ、確認しています。虐待対応マニュアルを整備し、職員に周知しています。職員は子どもと保護者の様子を見守り、虐待等の早期発見に努めています。「不適切な養育防止委員会」を設置し、虐待等不適切な養育を疑われるケースについて情報共有し、対応について協議しています。また、虐待防止と早期発見・対応に向けたセンターの役割や他機関との連携等も協議しています。利用者に対しては、重要事項説明書に対応方法を記載し、利用開始時に保護者に説明しています。通園では、今年度から主任会議のメンバーで「虐待防止委員会」を組織し、具体的な事例をあげて職員の利用者への関わり方が適切であったか検討しています。虐待防止ミーティングで、園バス使用時の腰ベルトの使用等の具体的な場面をあげて安心・安全面からも検討し、保護者にも確認して、個別支援計画に落とし込み、実施しています。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>センターの新規利用時は、ソーシャルワーカーが初回面談し、子どもの生育歴や心身の状態、要望等を聴取しています。グループ療育や通園では独自のアセスメントシートを用いて利用者の状況を把握し、個々の課題に沿った目標を設定して支援しています。指導室は、パーテーション等を用いて空間を仕切り、視覚的にも分かりやすい導線を設定しています。その日のスケジュールを掲示し、絵カードや写真等、個々に合わせた手がかりを用いて担任が子どもと一緒に確認し、見通しを持って次の活動に移れるように支援しています。身体検査が苦手な子どもに、本番前に人体の模型を用いてクラスで身体検査ごっこをするなど、子どもが先の見通しを持ち、やりたくないことも参加できるように働きかけています。朝の会で着席して担任の話の聞いたり、支度や片付けなどの日々の動作を通して、子どもが自立・自律した生活に向けた基礎を身に付けられるようにしています。保護者に対しては、クラスで福祉制度や社会資源について勉強会を行うほか、自助具や座位保持椅子等の選定、制度の活用に向けた支援など、各専門職が連携して必要な支援をしています。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	a
<コメント>	

子どもの発達状況を踏まえて、各診療科の専門医の治療方針に基づき、言語聴覚士や臨床心理士、作業療法士等の専門職が検査・評価を実施して、個々の状況に応じた支援をしています。通園では、医師や専門職などの評価結果を基に多職種のコミュニケーションを受けて個別支援計画に落とし込み、コミュニケーション能力を高められるように支援しています。避難訓練前にはビデオを見せたり、身体測定前には人形を使ってごっこ遊びをするなど、視覚的で分かりやすい方法を工夫し、子どもが理解し、見通しを持てるように支援しています。意思表示が難しい子どもには、多職種で連携して評価をし、身振りや絵カード、写真、視線など、子どもが理解できるコミュニケーション手段を獲得できるように支援しています。医療型児童発達支援では、音が出るスイッチ等のコミュニケーション機器も用いています。個別支援計画に、理解、表出とともに対人についての目標も設定し、お代わりやおもちゃなどを自分で選択して意思表示したり、担任に困ったことを伝えて助けを求めるなどの経験を重ねることで、子どもが他者を意識し、人と関わる意欲が育つよう支援しています。

【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
--	---

<コメント>
センターでは、ソーシャルワーカーを複数配置し、地区担当制で個別の相談に応じる体制を整えています。保護者からの相談には、ソーシャルワーカーをはじめ、必要に応じて各専門職も面談の機会を設けています。センター内に行政や関係機関の情報や制度の紹介、地域資源など様々な情報を掲示し、必要な保護者には個別にも提供しています。通園では、年3回の個別支援計画作成時の個人面談のほか、保護者から相談があれば随時面談を設定し、悩みや不安を聞き取り、相談にのっています。必要に応じて担任だけでなく、主任や園長も保護者との面談に立ち合っています。また、連絡帳や電話でも随時相談に応じています。相談内容は、個人記録にファイルするとともに、内容によっては専門職も交えて話し合い、対応を検討しています。子どもに対しては、意思決定や選択の機会を多く設定し、個々に合わせたコミュニケーション方法で自分の意思を表出できるように支援しています。活動に参加したくないなど子どもから訴えがあった場合には、その原因を探り、環境を見直すなど対応しています。

【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
--	---

<コメント>
通園課では子どもの興味や関心、保護者の意向等を踏まえて個別支援計画を策定し、子どもの一人ひとりの目標に沿った様々な活動プログラムを実施しています。課題に沿った机上課題を個別に行うとともに、集団療育として、サーキット運動やゆれ遊び、季節の製作、机上遊びなど様々なプログラムを用意しています。製作等は同じ内容でも、個々の目標に応じて内容や量を調整しています。自由遊びでは、子どもの興味・関心を広げられるような遊びを取り入れています。週5日通園のクラスでは、クリスマスや豆まきなどの季節行事を実施し、全体集会として4クラス合同でダンスを楽しむなどし、子どもが慣れた環境の中でいつもと違う経験ができるようにしています。現在はコロナ禍のため実施していませんが、遠足や親子レクリエーション等も行っています。センター内に、地域の子どもの向けイベントやおもちゃ文庫などの情報を掲示し、保護者に情報提供しています。また、中区の障がい児子育て情報「ポレボレマップ」を置いています。

【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
---	---

<コメント>
職員は、職種別研修や部門ごとの勉強会などを通し、障害に関する専門知識の習得と向上を図っています。所長によるワークショップには通園課を中心とした診療や外来などの専門職も参加し、最新の療育手法の講義とグループワークによる事例検討をしています。最新の情報を得たことで療育手法の向上が図られるとともに、チームとしての団結が深まる効果がでています。子どもが活動に参加しないなど不適応が見られる際には個別対応して子どもの様子を観察し、保護者からも聞き取りをして要因を探り、子どもが安心を得られるように環境調整を行うなどしています。併行通園しているクラスでは、保育所・幼稚園の行事が集中する時期に不適応行動をする子どもが多いことから、センターでのプログラム内容を軽くするなど工夫しています。クラス分けは、子どもの障害特性や目標、体験保育等で把握した子ども同士の相性等を考慮して行っています。子ども同士のトラブルの際には、グループ分けを変えたり、活動の人数を調整したり、プライベートスペースで個別対応するなどしています。

A-2-(2) 日常生活支援	第三者評価結果
【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている。	a

<コメント>
給食は、栄養士が家庭で応用できるような献立を作成し、外部の委託業者がセンター内の厨房で調理しています。普通食の他、経口接種準備食などの特別食事形態食を用意し、摂食外来の医師の指示に基づき提供しています。子どもに合わせて食具や食器、椅子やテーブルの高さ等を調整しています。食事時には、看護師や作業療法士、言語聴覚士が応援に入り、摂食状況を評価し、とろみやカットの仕方を調整するなどしています。コロナ禍以前は、担任も一緒に食事し、楽しい雰囲気作りをしたり、食事マナーを伝えるなどしていましたが、現在は食事場所を分けたり、パーテーションを設置する等の感染防止策をしています。食物アレルギーのある子どもには、主治医の意見書の指示に従い、除去食や代替食を提供しています。安全に提供できるよう、毎月栄養士と保護者で献立を確認し、アレルギー対応マニュアルの手順に沿ってダブルチェックする体制を整えています。排泄は個々の子どもの状況に合わせて支援し、お漏らしなどで汚れた場合には、清拭をしています。児童発達支援事業所「フルール」では、就学に備えて定時にトイレに行く練習をしています。

A-2-(3) 生活環境	第三者評価結果
【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a

<コメント>

清掃は、共有部分については外部の業者に委託し、通園の療育室は担当が清掃・消毒を行っています。新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機、サーキュレーターを設置し、常時窓を空けて換気し、おもちゃや教材は使用後は消毒しています。廊下に授乳スペースを設置するなど、利用者のプライバシーへの配慮もしています。屋上園庭があり、肢体不自由な子どもでも安全に利用できるブランコや傾斜がなだらかで幅が広いローラー滑り台が設置されています。指導室は、仕切りを用いてプライベートスペースを確保し、子どもが集中して個別の課題に取り組んだり、落ち着いて過ごすことができるようにしています。仕切りは、センター内の木工室で職員が手作りしていて、高さも2種類に統一し、視覚的にも落ち着いた雰囲気を作り出しています。週5回クラスでは、家庭訪問をして家庭環境を確認し、多職種で連携して必要なアドバイスや支援をしています。

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a

<コメント>

子どもの心身の状況は、医師の診察結果や専門職による検査・評価を基に、子どもの療育課題に応じた訓練実施計画を策定し、心身機能の改善に向けた支援を行っています。訓練計画の内容は必ず保護者に説明し、同意を得ています。各専門職が参加して子どもの支援に関するカンファレンスやミーティングを定期あるいは随時に開催し、訓練経過の評価・見直しを実施して段階的にレベルアップ出来るよう支援しています。通園では、作業療法士や心理士によるクラス評価に基づいて子どもの状況を把握し、個々の課題に応じた目標を設定して、運動や学び、創作活動など様々な活動プログラムを策定して支援しています。就学前には横浜市特別支援教育総合センターでの心理評価を案内し、その結果を基に必要な就学支援をしています。

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a

<コメント>

子どもの健康状態は、診療の際の問診や検査を通じて状態を把握するほか、子どもの成長や発達、障害や疾病の状況に応じて定期的健康チェックを行っています。通園では、週2回以上登園する子どもを対象に、内科健診と歯科健診、身体計測、尿検査、耳鼻科健診、視覚検査を実施しています。身体測定の結果を受けて栄養士による栄養相談で食生活のアドバイスをしたり、トランポリンや階段の上り下りなど家庭でできる身体を使った遊びを提案するなどしています。通園では連絡帳を活用し、登園時の状況と家庭の様子を相互に情報交換しています。登園時に担当が子どもの健康状態を確認し、検温をするとともに、通園担当の看護師がラウンドして確認しています。医療型児童発達支援では看護師が常駐し、毎朝バイタルチェックをしています。子どもの怪我や体調変化などには、看護師・園長で状態を確認し、緊急時マニュアルに沿って迅速に対応しています。子どもの精神・発達に関する保護者向け勉強会を開催するほか、随時看護師が保護者からの健康相談に応じています。

【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
--	---

<コメント>

所長を医療安全の責任者として、医療的ケアの対応方針を明確化し、通園課の看護師が中心となって医療的な支援を実施しています。医療的なケアや医療的な配慮が必要な子どもには、所長、園長、主任、看護師、担任、作業療法士、栄養士等による医療ケアミーティングを開催して情報共有し、緊急時対応や、危機管理体制等について検討しています。服薬管理は原則行わない方針ですが、必要に応じて医師の指示書に基づき服薬支援を実施しています。毎回薬を持参してもらってクラスでチェックして受け取り、看護師が管理しています。保護者と協議して緊急時に備えて小児用抗けいれん薬等の処方薬の預かりもしています。医療的ケアを要する子どもについては、医師の意見書を基に個別の緊急時対応マニュアルを作成するとともに、様々な場面を想定したシミュレーション訓練をセンター全体で実施し、緊急時には皆が補助に入れる体制を作っています。

A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a

<コメント>

センターでは、子どもと保護者が安定した地域生活を送っていけるよう支援しています。週5回クラスでは、年1回の遠足で野毛山動物園等に出かけ、子どもの経験値をひろげるとともに、保護者が電車に乗る経験やその子どもに合わせた視覚支援を実際に経験することで、家庭での支援に活かせるようにしています。コロナ禍以前は、肢体不自由児が隣の公園や近隣の保育園の年長児との交流もしていました。外泊支援等はしていませんが、保護者から就園先の宿泊行事等について相談があればアドバイスするなど間接支援をしています。就学前には、保護者教室で進学についての情報提供や、学校に子どもの情報を伝える「サポートブック」作成のワークショップ等を行っています。また、面談等で保護者の思いや悩みを聞き取り、就学に向けての取り組み状況を確認し、意思決定できるようサポートしています。知的な遅れがない発達障害の子どもを対象とした児童発達支援事業所「フルール」では、学校の教室を意識した環境設定をし、時間を意識する、約束を守る、集中して話を聞くなど、就学に向けて基本的な姿勢が身に付くように支援しています。

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>センター運営方針に則り、センター全体で子ども・保護者の地域生活を尊重する支援の実践に努めています。地域の保育所・幼稚園と併行通園している場合には、園を訪問したり、通園先の職員に向けて療育参観を行ってカンファレンスを開催し、子どもの特性を共有し支援方法のアドバイスをしています。就学にあたっては、就学先の学校と引継ぎを行っています。就学後もソーシャルワーカーが中心となって、進路などの個別相談に対応したり、小学校からの依頼に基づき学校訪問しアドバイスをするなどの支援をしています。児童発達支援事業所「フルール」では、普通学級に進学した1・2年生を対象に進学後の相談支援を行っています。ソーシャルワーカーによる保育所や幼稚園訪問、学校訪問でのコンサルテーションや保育士や幼稚園教諭に向けたセミナーを開催するなどし、地域関係機関と連携して子どもと保護者の地域生活を支えています。</p>	
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>センター運営方針に「親子支援」「家庭支援」を掲げ、保護者支援に力を入れています。新規申し込み後には、ソーシャルワーカーが面談に応じ、保護者の不安解消を図っています。年間を通して心理士による「家族のための心理勉強会」を開催する他、早期療育課、通園課、児童発達支援事業所「フルール」でもそれぞれ勉強会を実施し、家庭の養育力の向上を図っています。早期療育課では、週1回のグループ療育で心理士、保育士、作業療法士、理学療法士等の専門職がチームを組み、保護者も一緒に遊びながら子どもとの基本的な関わり方を伝えるとともに、保護者の不安・悩みを傾聴し相談に応じるなど、心理面でもサポートしています。通園では、親子通園日のミニ懇談のほか、年3回の保育参観、懇談会、家族勉強会等を実施し、障害への理解を深めるとともに、保護者同士が交流できるようにしています。また、地域ニーズ対応事業として心理士による「メンタルヘルスサポート事業」を実施し、必要に応じてソーシャルワーカー等の多職種と連携して保護者の精神的問題を支援しています。</p>	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>センターでは、各部門・職種が連携してチームとして子どもの発達支援をしています。通園では、多職種による評価を基に個別支援計画を作成し、子どもの課題に沿った個別療育とともに、集団での療育プログラムを通して、子どもが人との関わり方や社会性を身に付け、社会生活を送る上での基礎を養われるように支援しています。知的に遅れがない発達障害の子どもを対象とした児童発達支援事業所「フルール」では、集団での活動やルールのある遊び、友だちと協力して行う遊びなどを多く取り入れています。持ち物など自分の身の回りのことを自分で管理したり、友だちの話を聞いて自分の意見を言うなどの経験を通して、子どもが自立・自律した生活を送れるような支援をしています。保護者勉強会等で保護者に必要な情報を提供するとともに、必要に応じて保育所や幼稚園、児童発達支援事業所、区の福祉保健センター等と連携し、必要な支援をしています。</p>	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント>	
評価外	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	
<コメント>	
評価外	

【A19】 A-4-(1)-③
職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。

<コメント>

評価外